

平成 31 年

南三陸町議会会議録

第2回定例会 3月5日 開会
3月20日 閉会

南三陸町議会

平成 31 年 3 月 20 日 (水曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 8 日目)

平成31年3月20日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	三 浦	清 隆 君
総務課長	高 橋	一 清 君
企画課長	及 川	明 君
震災復興企画調整監	橋 本	貴 宏 君
管財課長	佐 藤	正 文 君
町民税務課長	阿 部	明 広 君
保健福祉課長	菅 原	義 明 君
環境対策課長	佐 藤	孝 志 君
農林水産課長	千 葉	啓 君
商工観光課長	佐 藤	宏 明 君
建設課長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田 中	剛 君
復興推進課長	男 澤	知 樹 君
上下水道事業所長	阿 部	修 治 君
総合支所長	佐久間	三津也 君
南三陸病院事務長	佐 藤	和 則 君
総務課長補佐兼 総務法令係長	岩 渕	武 久 君

教育委員会部局

教育長	佐 藤	達 朗 君
教育総務課長	阿 部	俊 光 君
生涯学習課長	三 浦	勝 美 君

監査委員部局

代表監査委員	芳 賀	長 恒 君
事務局長	三 浦	浩 君

選挙管理委員会部局

書記長	高 橋	一 清 君
-----	-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千 葉	啓 君
------	-----	-----

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第8号

平成31年3月20日（水曜日） 午後1時58分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 平成31年度当初予算審査特別委員会報告
 - 第 4 議案第47号 平成31年度南三陸町一般会計予算
 - 第 5 議案第48号 平成31年度南三陸町国民健康保険特別会計予算
 - 第 6 議案第49号 平成31年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 7 議案第50号 平成31年度南三陸町介護保険特別会計予算
 - 第 8 議案第51号 平成31年度南三陸町市場事業特別会計予算
 - 第 9 議案第52号 平成31年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算
 - 第10 議案第53号 平成31年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算
 - 第11 議案第54号 平成31年度南三陸町水道事業会計予算
 - 第12 議案第55号 平成31年度南三陸町病院事業会計予算
 - 第13 議案第56号 平成31年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算
 - 第14 議案第57号 工事請負契約の締結について
 - 第15 議案第58号 工事請負契約の締結について
 - 第16 議案第59号 工事請負契約の締結について
 - 第17 発議第 1号 三陸沿岸道路整備促進特別委員会廃止にかかる決議について
 - 第18 請願7の1 高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書
 - 第19 請願7の2 東日本大震災対策特別委員会参考人招致に関する請願書
 - 第20 閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

午後1時58分 開議

○議長（三浦清人君） 特別委員会、大変お疲れさまでございました。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

町民税務課長が退席しております。なお、町民税務課長にかわって課長補佐が着席しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番須藤清孝君、2番倉橋誠司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、町長送付議案3件、議会提出議案1件が追加して提出され、これを受理しております。

次に、平成31年度当初予算審査特別委員会より、お手元に配付しておりますとおり委員会審査報告書が提出されております。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第3 平成31年度当初予算審査特別委員会報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、平成31年度当初予算審査特別委員会報告を行います。

平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。

本件についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

委員会審査報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については会計ごとに行います。
以上で、平成31年度当初予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第4 議案第47号 平成31年度南三陸町一般会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第47号平成31年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）
質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、少数意見の留保がないので、討論は省略いたします。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 平成31年度南三陸町国民健康保険特別会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第48号平成31年度南三陸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、質疑に入ります。（「なし」の声あり）
質疑を終結いたします。

これも討論を省略いたします。

議案第48号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 平成31年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第49号平成31年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）
質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第49号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 平成31年度南三陸町介護保険特別会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第50号平成31年度南三陸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）
質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第50号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 平成31年度南三陸町市場事業特別会計予算

○議長（三浦清人君）　日程第8、議案第51号平成31年度南三陸町市場事業特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第51号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました

日程第9　議案第52号　平成31年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（三浦清人君）　日程第9、議案第52号平成31年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第52号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10　議案第53号　平成31年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算

○議長（三浦清人君）　日程第10、議案第53号平成31年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第53号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第54号 平成31年度南三陸町水道事業会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第54号平成31年度南三陸町水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）
なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第54号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第55号 平成31年度南三陸町病院事業会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第55号平成31年度南三陸町病院事業会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論を省略し、これより議案第55号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第56号 平成31年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計
予算

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第56号平成31年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これも討論を省略し、これより議案第56号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第14、議案第57号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

局長説明朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第57号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度町道竹下線外道路災害復旧工事にかかる工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決をすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第57号工事請負契約の締結についての細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料その3の1ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成29年度町道竹下線外道路災害復旧工事。

工事場所につきましては、戸倉字上沢前地内外でございます。

工事概要につきましては、記載の4路線、合計で874.8メートルを復旧するものでございます。

入札執行日につきましては、本年3月4日。

入札方法につきましては、制限一般競争入札でございます。

入札参加業者は、記載の2社となってございます。

以下、7から13まで、入札状況を記載してございますのでご確認をお願い申し上げます。

工事の期間でございますけれども、本契約の締結日の翌日から、平成31年3月29日としてございます。これにつきましては、先般補正予算の中で繰り越しのご承認をいただいておりますので、一旦本契約を締結後、工期延期の、延長のですね、変更契約を締結をしていきたいと考えてございます。

2ページ目に、仮契約書の写しがございますのでご確認をお願いいたします。

3ページ目が、位置図でございます。戸倉水戸辺川の左岸側が工事場所でございます。

4ページ目に、詳細図が載ってございます。図面の中央が水戸辺川になります。図面の右側が上流、左側が下流となってございます。今回の工事は、水戸辺川の左岸の町道復旧工事になります。図面で申し上げますと赤く着色した区間が今回の契約の対象路線となってございます。現場は、現在、水戸辺川のバック堤工事の施工中でございまして、県と協議により施工可能区間のみの契約でございます。なお、図面の中に紫色の表示がございますが、これにつきましてはバック堤の工事にあわせて県で施工していただく区間、それから黄色い部分につきましては、まだ施工時期の協議が整っていないため今回の工事には含まれておりません。協議が整い次第契約を締結したいと考えてございます。

それから、5ページ目、竹下橋の橋面舗装でございます。これにつきましては、12月の議会におきまして減工、工事を取りやめる契約のご承認をいただいているところでございます。

これにつきましては、県の工事によりまして施工まで約半年間休工しなければならないということでございましたので、現契約者のほうから2度目の工事中止にはなかなか応じられな

いということで、減工としたものでございます。今回、改めましてこの舗装部分のみのを含めて工事を契約するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。（不規則発言あり）今回、請負業者の田名部組、3年前にもご説明申し上げておりますけれども、本社につきましては青森県八戸市にございます。創業が大正13年創業でございまして、昭和22年に法人化をされてございます。資本金が5,000万円、28年度の売上が65億円ということで、青森県内では最大手の業者でございます。田名部組、八戸ということで、ご想像される方もいらっしゃると思いますが、衆議院議員でありました田名部匡省元農林水産大臣が社長を務めた会社でもございます。よく出ます経営の総合評価点数でございますけれども、現在1,145点、それから技術者の数が29名ということで、町の登録上はSランクの業者となってございます。

以上で、田名部組の説明を終わらせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今、仮設のように使っている道路は、この道路が完成すると同時にどのような形をするのか、まず第1点。

第2点目は、先ほど説明あった黄色い線は、次回いつごろの工事の予定なのか伺いたいと思います。

3点目は、リアスの森線60メートルとありますけれども、これ、以前も町道の分60メートルだったのか。そしてあと、その先の部分は当然そのままなんでしょうけれども、今後のその先の部分の改修の予定等ありましたら伺いたいと思います。

次、お寺に行く道路はこれからどうなるのか。現在、彼岸でありますけれども、竹下橋を左折していくのか、それとも以前のように398号線から門前川のあたりをそのまま行くようになるのか。

最後、在郷地区で家を建てた方たちとの確認と申しますか、どこから登っていくのか。あと、もう一点、ハウスの利用には支障はないのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 質問は5点だと思います。抜けていましたらご指摘をお願いしたいと思います。

まずもって、現在施工のために使っている工事用道路でございますけれども、これにつきま

しては、民地を借り上げて使わせていただいてございます。この返還については、工事終了時点できれいな状態でそれぞれ所有者の方とご相談申し上げ、原形に復するのか、そのまま残すのか、それはこれから協議をさせていただきたいと考えてございます。

それから、次回の工事でございますけれども、黄色い部分、現在県でバック堤の工事の施工をしているか、または工事用道路として使っている部分でございまして、いずれ県の工事の進捗状況に応じて、その辺は判断させていただければと考えてございます。

それから、リアスの森に通じる道路でございますけれども、基本的には60メートル今回工事をしますが、震災前の延長からいうともう十四、五メートルございました。というのは、バック堤の影響で陸側に起点がセットバックしておりますので、その分は短くなっています。ただ、その着色以外の奥の部分については、今のところ改修等の計画は持ち合わせておりません。

それと、お寺への入り口でございますけれども、圃場整備のそれぞれ整備した道路につながってございますので、国道398号を南下してきました横津橋を渡ってから右折をして、これまでどおり門前川を上がってその圃場整備した道路で行くか、または、竹下橋のところで左折をするか、いろいろなコースがあるかと思います。ちょっと私も、圃場整備の、先のほうにですね、まだ、存じていないので、なかなかお答えできないんですが、多分その辺の道路は、圃場整備がしっかり整備してございますので問題なく使えるかと思います。

それから、ハウス、これでいうと左岸側の件だと思いますけれども、もともと町道が、黄色ですから、上沢内線のちょっと西側に行ったところからまたY字型に分かれているほうの短いほうですね。ここから先がちょうど町道になっていまして、竹下下線に接続をしているという状況でございますので、ハウスに行くには特に支障ないものと考えてございます。（不規則発言あり）

想像でお答えするしかないんですが、多分水道の、水源地の周辺だと思いますけれども（不規則発言あり）違うんですか（不規則発言あり）ですからそこは、一番目にお答えしたとおり、工事用道路で使用している部分で、今、機能補償ということで民地をお借りして道路をつけてございます。いずれ、ここには着色はしてございませんが、バック堤のり下にもですね、管理用通路ということで道路がつけられますので、そこを使用するかそれとも現在のところを使用するのか、そこは実際使っている方との協議になるかと思います。いずれ、土地を確保しないと、道路残せませんので。その辺の選択をどのようにされるか、そこはこれから協議事項になるかと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今使っている道路、民地ということなので、残す場合はこれ、所有者の寄附になるのかそれとも買い上げみたいになるのか、その点、再度確認させていただきたいと思います。

黄色い線は、県の工事ということで、はっきりした日にちというか年時はわからないわけですね。

もう一点、紫色のは、同時に今回工事になるのか、そのところ確認をお願いしたいと思います。

リアスの森線に関しては、60メートルだったのが少し減った、その分伸びなかったのか。

あとは、戸倉団地からのリアスの森までの道路もあるわけですけれども、周遊できる可能性というかそういうのは残されているのか。その点も伺いたいと思います。

あと、お寺に行く道路は、ここ何年か墓参りに行くたびに天気が悪いと、工事の関係で泥だらけになっていたんですが、その行く道路のところも再度、ちょっとわかりづらかったので、確認の説明をお願いしたいと思います。

家を建てた方たちとの、あれなんですけれども、協議をしたということですが、現在のまま使っていいけるのかどうなのか。建てた方、大分心配していました、工事終わったらどうなんだろうということで。そのところ、大丈夫なのかという言い方も変なんですけれども、確認しつかりとれていたのかどうか。

ハウスに関しては、この小さいところ、黄色いちょっと出たところから行けるということでおわかりました。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 機能補償として、必要な部分についてはバック堤といいますか、県で買収が済んでいますので、そこは残ります。ただ、オプションとして追加する部分については、なかなか町でも買い上げるというわけにはいかないと思いますので、そこについては一番最後に質問にありましたけれども、協議したんじゃなくてこれからするんですね。残したほうがいいのか、なくてもいいのか、もし残すとあれば2本目の道路になりますので、そこは大変心苦しいんですが、寄附をいただければなお、町としては取り扱いやすいのかなと思ってございます。

それから、紫色の着色した区間につきましては、バック堤と分離施工が難しいということで、県にそこについては施工していただくということで工事を進めさせていただいてございます。

それから、お寺へは、逆にここは圃場整備のほうで既に道路をつくっているはずなので、町とすればその圃場整備でつくっている道路に接続するということになります。ですから、門前川沿いに道路がもしできているんであればそこに確実に接続をすると。それから、竹下橋のところもこの先道路があるはずなので、そこには確実につながりますので、いずれかの場所からはお寺に行けるようになるかと思います。

それから、戸倉団地からの……済みません、リアスの森線でございますけれども、多分前は70から75メートル前後あったかと思います。ただ、バック堤ができたことによって、起点の位置が山側に移転をしていますので、今回復旧する延長は60メートルということで、多分十四、五メートルは短くなっているだろうと。終点の位置は変更できませんので、ここで、現在記載の部分で、災害復旧工事とすれば終了ということになります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体わかりましたので、最後1点だけ確認したいんですけども、リアスの森線のちょうどできるあたりのところが、この近くに家を建てた方の、多分土地で作業の何かがあるはずなんですかけれども、その部分まで通じるのかどうかだけ確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） なかなかピンポイントで来られると、私もお答えできない部分がいっぱいあるんですけども、現在の道路、形が残っていますので、そこをご利用なさっているんであれば、当然行けるようになるかと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 前者に続いて、水戸辺川の河川堤防の工事が今行われていますが、今の話の中で門前川ということで、支流が門前川になるのかなという感じで受けとめました。今、課長の説明ですと、圃場工事の中で道路がつくられて、お寺に続く道路の一部分がそれでもって整備されるような内容ですが、そこも基本的には津波で被災した場所だと思いますので、基本的に災害復旧は原形復旧というような形だと思うんですけども、住職が私の恩師でしたので、どうなんどうなんだということによく聞かれるので、あのままの、今の状況で終わりなのか。そして、あそこにガードレールっていうのはあったかどうかっていうと、ちょっと私もしばらく行っていないので記憶ないんですけども、あとは、内陸側のほうに行くときの道路も、工事の現場とあとはトラックが走る道路とそれが入り混じっていて、よく道路がどこに行くつかめないので、今ままも水戸辺川の両岸の道路というのはあのま

まで今後も推移して、工事が終わるまでとりあえず今のままで行くのか。その2点だけ、わかる範囲でお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 門前川のほうについては、災害復旧じゃなくて圃場整備ということです、町の区画整理と同じ考え方でございますので、土地の形状を四角くして、碁盤の目のように道路をめぐらすというのが基本的な考えだと思いますので、いずれ施設のあるところについては、幅員広い狭いはあるかもしれません、そこの対応はできるんだろうと思っています。

それから、水戸辺川左右岸の道路、特に右岸側でございますけれども……失礼しました、工事用道路として今使われています。いずれ、全く関係ないわけではなくて、ほぼほぼあの形が完成形に近いものだと理解していただければよろしいかと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私が未熟なんでしょうけれども、門前川、基本的に被災した場所だと思うんです。だから、被災したということで道路の災害復旧が発生しているのかなと思っていました。したら、圃場整備で碁盤の目のように道路をつくるというような形の建設課長の話ですが、その辺の碁盤の目のような道路の整備に関しては、その地区の農地をやる人、そしてその地区に隣接する寺院、それ関係のいろいろな話を聞いたりとか、その辺もしての整備というような感じなんでしょうか。その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 直接の担当でないので詳しくは存じませんけれども、いずれ土地改良法の手続に従って事業を進めてまいりますので、当然関係地権者の同意が必要でございます。それと、当然減歩といいますか、道路を新しくつくれば土地が必要になりますので、それぞれ共通減歩をしながら土地を確保していますので、当然所有者のほうの同意はいただいていると。換地するに当たっても、少なくとも3分の2以上の同意がないと換地ができないんで、当然それらもなされているだろうということを考えますと、当然利用者といいますか、所有者の方には、その辺の情報は十分伝わっていると考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） そのお寺のほうでも本堂を建てたいとか、そういう構想があるんすけれども、なかなか町の災害復旧、圃場整備が進んでいないことで、なかなか進んでいないというのが私が聞いた話なんですが、圃場整備に関してはもう終わったんでしょうか。その

辺だけ最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） この場所の圃場整備に関しましては、ほぼほぼ終わっておりま
す。終わっておりますけれども、補完工事を行っております。ただ、補完工事に関しまして
は、農業に関する部分の補完工事でございますので、今、議論に上がっております形狀です
とか、あとは道路という部分に影響というのではないと思っております。いずれにしても、換
地業務につきましては、土地改良事業所等も入りまして、住民の理解を得ながら全て、法令
に基づいて、行っているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第15、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題といた
します。

職員に議案を朗読させます。局長朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第58号工事請負契約の締結についてご説明
申し上げます。

本案は、平成30年度西戸橋橋梁災害復旧工事にかかる工事請負契約の締結について、南三陸
町議会の議決をすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付
すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第58号の細部説明を申し上げます。

工事名が、平成30年度西戸橋橋梁災害復旧工事でございます。

工事場所につきましては、戸倉字館の下地内となってございます。

工事概要でございますけれども、西戸橋橋梁1基、またそれに伴う国道45号の改築を行う内容でございます。詳細につきましては、記載のとおりとなってございます。

平成31年3月4日に、制限一般競争入札を執行してございます。

入札の参加業者は、記載の1社でございます。

以下、7から13まで、入札状況を記載してございますのでご確認をお願い申し上げます。

工事期間でございますけれども、本契約の締結日の翌日から、平成33年3月19日までとしてございます。

7ページ目が、仮契約書になりますのでご確認をお願い申し上げます。

8ページ目が、位置図となってございます。

9ページ目、工事の平面図となってございます。いろいろこましい数字が載っていますけれども、そこは余り気にせず、今回の工事場所はこの赤く着色した範囲になります。なお、図面につきましては、左側仙台方面、それから右が折立方面と見ていただければと思います。

国道45号と西戸地区を結ぶ町道にかかる橋梁は、震災前は西戸橋と大金山橋の2橋ございました。しかしながら、幅員が3メートルと狭隘でありまして、そのまま復旧した場合また同じような交通難所になるということが予想されましたので、この2橋を統合して幅員6メートルの橋梁を設置するものでございます。なお、これにあわせまして、右岸の圃場整備につきましても取りつく町道については6メートルで圃場整備のほうで整備をしていただいているところでございます。これによりまして、普通車であれば十分にすれ違いができる道路という形で整備をさせていただきたいと考えてございます。

それから、10ページ目が、橋梁の一般図となってございます。それぞれ赤く着色している部分が今回の該当する場所となってございます。なお、国道のほうを改築する理由でございますけれども、交通管理者と協議の結果、右折レーンを設けなければならないという条件が付されておりますので、右折車が退避できるスペースを確保するということで、国道を山側に拡幅をする工事を行うものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより、質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

課長の説明では、完成33年の3月ということですけれども、この説明の9ページの説明を見て、国道を右折レーンにするというそういう説明がありました。そこで、伺いたいのは、橋のみに限定させてもらうといつごろできて、33年3月前には通れないのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変申しわけございませんが、まだ本契約を締結しておりませんので、請負者側と施工計画の協議が整ってございません。今後、本契約を締結した後に、その工程も含めた施工計画の打ち合わせをする予定でございますので、その後であれば大まかな工期についてはお話しできますが、きょう現在、その供用開始の時期まで含めて、大変申しわけございませんがご回答できる状況ではないことをご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いします。

関連なんですけれども、現在、国道の工事がなされておりますけれども、戸倉の川、戸倉に渡っていく川の高さが、かなり高い鉄橋が、なっていますけれども、あそこの仮設の国道の今工事が最中なんですけれども、あの国道は仮設で、本工事はどのように通るのか。大分高くなっていますが、その辺のご説明、わかっている範囲でいいです

のでお知らせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在、新しい折立橋が現場にはもう完成をしてございます。新しい国道は、あの折立橋と同じ高さにかさ上げをしていく予定でございます。当然、山が迫っていて、工事場所がすごく狭い中でかさ上げをするということで、何度か国道の切りかえを行なながら、あの高さまで盛り土する予定でございます。現在、今、山側のほうに仮の国道をつくっていますが、今後、旧道の舗装撤去、それからライフルラインがあればその撤去をした後に盛り土をしていくという状況でございますので、多分あと2度ほど切りかえがあるとご理解いただければと。なかなか、口で説明ができないので、もし詳細ということになれば、建設課のほうに来ていただければ図面を見ながらご説明申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより、議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第59号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第59号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度野球場改修工事にかかる工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決をすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第59号の細部説明をさせていただきます。

工事名が、平成30年度野球場改修工事でございます。

工事場所につきましては、歌津字舟沢28番地1となってございます。

工事概要につきましては、現在のスコアボードを電光掲示板に変更するものでございます。

平成31年3月4日に、指名競争入札で入札を実施してございます。

入札の参加者は、記載の2社となってございます。なお、指名業者は6社に指名をいたしましたが、うち4社が辞退という状況でございます。

7から13まで、入札状況を記載してございますのでご確認をお願いいたします。

工事期間につきましては、本契約の締結日の翌日から、平成31年7月10日までとしてござい

ます。

今回の野球場の改修工事につきましては、本球場については平成2年度に整備をいたしました、完成から約30年が経過してございます。ちょうどそれらの設備の更新時期を迎えているという状況でございます。この中で、今回スコアボードの更新を行うわけでございますけれども、これまでスコアボードにつきましては、人が点数が書いてあるボードを1個1個差し込むという方法で使用してございました。このため、スコアボードの使用頻度につきましては年間2日から5日間程度でございました。これまでも、電光化の要望がございましたが、特に昨年の高校野球県大会後において関係者の皆様から強い要望が寄せられてございます。このため、施設の更新に当たり電光化を実施するものでございます。なお、今回の改修によりまして、電気料金の増額が心配をされてございますけれども、今回LEDを使うということで、1試合当たり2時間と想定した場合の電気料につきましては、約300円程度と想定をしてございます。

12ページに、仮契約書がございますのでご確認をお願い申し上げます。

13ページ、完成イメージということで、写真を添付させていただいてございます。スコアボードの幅が22メートル、それから高さが5.6メートル。幅についてはこれまでどおりでございますが、高さについて約2メートルほど高くなるという状況でございます。文字等につきましては全てLEDで表示をされてございます。大きさについては、150メートル先からも字が認識できるような大きさとしてございます。

以上で細部説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより、質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 素朴な疑問なんですけれども、先ほどの57号の業者が田名部議員の会社ということだったんですけども、今回のこの契約相手方、NECネットエスアイ株式会社東北支店の内容をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） NEC、日本電気株式会社の関連会社でございます。会社等の規模につきましては、それ相応の全国的な組織でございますので、こういうスポーツ用品といいますか、スポーツ施設の電子化については一定程度以上の業者となってございますし、今回指名しました6社について関連会社または自社でスコアボードそのものが製作できるという会社でなってございますので、どうぞご安心いただければと思います。ただ、今数字的なものは持ち合わせておりませんので、答えが持ち合わせませんので、そこはご理解いただけれ

ばと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番です。仮契約書の中の工期ですね、7月10日までということで書かれています。これは、高校野球の県大会の予選に間に合うように照準を合わせているのかなと思いますけれども、このスコアボードを設置することによって見ばえもよくなるんですが、この県大会の試合数がふえることが見込まれるのか、試合数昨年とかわらないのかどうか。あと、イースタンリーグですね、楽天が来るわけですけれども、イースタンリーグの試合も、試合回数、ふえることが見込まれるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 高校野球の試合数に関しては、電光掲示板に改修されることによってはそんなにふえることは、変動はないのかなと思います。プラス、イースタンリーグの開催についても……、済みません、ちょっと私そこまで理解しておりませんでした。イースタンリーグに関しては、楽天球団様のほうでの考えもありますので、ふえるかどうかというのまだわからないところはあります。

○議長（三浦清人君） この議案に出てる電光掲示板にするという根拠を説明。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって、先ほど1点申し上げましたが、施設はこれまで使われていなかつたと。何で使われなかつたかというと、スコアボードの裏にちょっと部屋がございまして、そこに試合中當時2人ないし3人待機をして、試合状況を見ながら手出しで入れていくと。なかなか、ちょうどいい日だけじゃなくて、夏場もエアコンもない鉄で囲まれた中に閉じこもつていなきやならないということで、なかなか使われる機会がございませんでした。昨年の夏の大会においても、やはり中にいた子供たち、大変な思いをしながら2時間頑張って点数をつけていたという状況でございます。それで、どうも稼働日数が非常に少ないです。はつきり申しますと、中総体、6月に2日、9月に2日、これが年間の使用実績でございます。せっかくある施設が使われないでいると。使いたいとご要望はいただくんですが、なかなかそういう状況の中では使い切れないということが来ています。30年が過ぎて、施設そのものもかなり老朽化をしているので、いずれどういう方法であっても改修をする時期に来てございます。それで、またお金をかけて使わない施設を改修するのではなくて、せっかくお金を投資するわけですから使える施設を今回改修をするというのが目的でございます。それで、これによって人がふえるかというと、実は、私も若いころ野球をやっていました、今は愛島球場って、東北電力でやっている球場があるんですが、そこは今から30年

前もこれと同じような表示ができる球場でございました。やはり、野球をやっていて自分の名前がスコアボードに出るということは、やはり大人であってもうれしいんですね。これが子供であったらなおさら多分うれしいと思うんですね。そうすると、やはりあの球場で野球をしてみたい、野球をしたという記憶が、多分大人になってまで残るんだろうと思います。決して安い投資ではありませんが、長く見ていただければ決して損はないと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 熱意はわかりました。せっかく設置するということでしたら、ぜひ高校野球の試合数もふえるように、それからイースタンリーグも積極的にPRして、売り込んでいっていただきたい、そういう覚悟を持ってやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 高校野球は、ことし高野連の会長がおいでになりました、ことしもお願ひしたいということと、それからまだ抽選も終わっていませんし、具体にどういう試合をするかということは決まってございませんが、基本的には昨年より試合数を多くしたいということと、いろいろな楽天の話だけではなくて、こういった球場を改修したことによりまして、大変野球関係者の間でこの球場はいいぞというのが口コミで大分広がっておりまして、ことしの7月の末には東北北海道の還暦野球大会、34チーム、600人くらいがこの球場で大会をするということになっておりますので、投資をしているわけでございますが、それに見合うか見合わないか、長い目で見れば当然見合った形の中で、お客様がおいでをいただけるものと期待をしておりますし、当然ここで試合をするということになれば必然的に、大会になりますと宿泊も当然伴ってくるということになりますので、大変我々としてはそういった地元の経済効果含めて期待をしているというところであります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も、何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、イースタンリーグの試合がこれまで年1回やったわけですけれども、それたしか復興の意味を兼ねた試合だったと私聞いていたようですけれども、今後このイースタンリーグの試合が毎年来るのか。イースタンリーグ自体は、ふだんは月1回、仙台だと月半ばに2日続けてやっているみたいです、利府のあたりでやっているみたいですけれども、先ほどの答弁から聞くと、イースタンリーグの試合はふえないというそういうことでわかりましたけれども。次、伺いたいのは、聞こうと思っていたんですけども、

町長の答弁だったので、そのベテランの方たちの利用ということで、600人、34チーム、いろいろな利用があると思います。あと、甲子園の予選を兼ねる県大会、高野連の偉い方も来たということなんですかけれども、そこで高野連のほうからはこういった設備改修する上での補助みたいなのは出ないのかどうか、そこ確認をお願いしたいと思います。確かに、利活用は少なくないと思います。説明あったように、交流人口の拡大には寄与するものだと思います。そこで伺いたいのは、実際町内での野球をする人の人口の推移というか、そこはどのようになっているのか伺いたいと思います。今回、この改修する目的、いろいろ詳しく聞いたんですけども、観戦目的というかそういったやつの部分と、近隣の方たち初め町内、自分たちが使うための目的の部分というか、そういったウエイトというか、どのような形に見ているのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 補助があれば、大変助かるんですが、残念ながら高野連も別にそんな資金があるわけではございませんので、補助金はないということです。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 私のほうから、イースタンリーグの開催の件なんですけれども、今、楽天イーグルスの関係するイースタンの試合は、まず宮城県内で言いますと利府と泉の球場で開催されるのと、南三陸町で1試合、8月25日予定となっております。それから、石巻で1試合と、ことしに関しては宮城県ではそういう4カ所に分かれての開催となります。この球場が好評となれば、これからも開催していただけると期待が持てるところでございますし、ぜひ、我が町としてもこれからも楽天イーグルスさんには来ていただきたいなと願うところであります。

それから、町内、野球人口の推移なんですけれども、まず子供たちはやっぱり減っているので、野球人口に関しては、管内の少年野球の試合としてもやっぱりチーム数も減っておりますので、子供たちに関してはやっぱり減っている状況でございます。あと、震災から年数がたちまして、大人の皆さん、ナイター野球のチームの展開が、リーグ戦の展開が7チームにふえておりますので、現在1チーム13人から18人というようなチーム構成の中で、大体約30試合くらい開催される予定になるんでしょうか、そういうような形で、通常ですとご利用いただいているところでございます。あと、高校野球の高校の練習であったり、中学校の部活での練習であったり、それから地域の皆様のご利用であったりという感じで使っていただいている状況でございます。

それから、あと、観戦目的と自分たちの使用の部分ということでの考えるところでございますけれども、確かに町内での利用であったり、地元の皆様の利用であったりすると、減免とかになつたりして、交流人口にはつながらない部分はございます。また、ほかのところから来ていただいた大会であったりそういうイベントを中心にしたもの展開しますと、また今度は町民の皆様のご利用する機会が減ってしまうとか、その辺の兼ね合いはやはりあるのかなと思います。現状で、どっち優先とかということではなくて、そういう、シーズンとなれば野球場の利用が現在予約が入ってきてる状況でございます。この3月においても、PR効果もあるせいか、秋田や岩手の強豪校の、高校野球の強豪校の合宿等利用が現在も入っております。以前に聞いた、利用者の方から聞いたお話ですと、どうも3月中の雪をかぶつていらない球場としてはこの球場がほぼ北限ではないかという意見も言われたことがあります。3月中に野球場を利用できる数少ない球場であるのかなという状況でございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町内での利用はそれなりだつていうことでわかりました。そこで、これから何か椅子もつけたり、いろいろ改修予定あるみたいでそれとも、今回のこのバックスクリーンなんですけれども、もっと簡易的なものは考えられなかつたのか、当初から。そこのところを伺つておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） スコアボードについては、いろいろございます。先ほど150メートル先からも文字が見えるようにと、ホームからセンターまで120メートルございますので、文字を小さくして小ぢんまりすれば、同じ情報量は表示できますけれども、ただ、観客席から見ると文字が見えなかつたり、そういうことが予想されますので、いずれこの大きさなんだろうなと思っています。規模を小さくするとすれば、下の選手名簿を外せば多分予算的にはもう少し安く済むかと思います。そうしたとき、やはりほかの球場との差別化を考えたときに、全然、何ら変わりない球場になります。多分、県内でも選手の名簿が載るスコアボードがある球場ってかなり限られてきてございますし、全国的にも少ないと思っています。ですので、同じ投資をするのであれば、やはり南三陸町の球場という印象を持っていただかなければ、当然お客様には来ていただけませんので、やっぱりそこは少し高くてもやむを得ない部分だと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「はい」の声あり）

これより、議案第59号の討論に入ります。まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。

9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 野球をする方の夢を奪うことになるかもしれませんけれども、反対の立場として討論させていただきます。

交流人口の拡大も大切でしょう。さきに、芝の張かえを済ませ、今回1億円をかけてのバックスクリーンの改修。野球というスポーツも魅力的で大切なスポーツだとは思います。同じスポーツだったら、もっと健康寿命が延びる可能性のあるグラウンドゴルフ、パークゴルフ、ウォーキングサッカーは入るかどうかわかりませんけれども、などなど、町民の方たちがより楽しめて、体を動かし、健康増進の見込めるスポーツ振興に寄与するようなお金の使い方を求め、もっと簡素化したバックスクリーンを求め、歌津地区へのお金のかけかたを、見直しを含め、折しもイチローの試合のあるこの日に1億の使い方の見直しを求め反対討論とさせていただきます。国保税を抑えるためにも、健康寿命を延ばすためにも、議員各位の賛同をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

私は、別に野球をそんなにやった経験はないんですけども。このスポーツの振興ということは、費用対効果、単純に数字にあらわれて出てくるもの、競技人口が幾らいるのかとか、年間の利用客がどれくらいかということを超えて、町のイメージアップ、情報発信に寄与するところは非常に大きいのだろうと考えております。その効果を狙うのであれば、なおさら中途半端な投資ではなく、南三陸の球場はこういった仕様でこういったメリットがあるというのを声高に他の市町村、他の方々に発信できる誇れるものであるべきであろうと、私は考えますので、この1億円の投資というものはこの町にいざれ生まれてくる子供たち、それからその孫たち、その子供たちに希望を残す一つの大きな財産となると考えますので、私は賛成いたしますし、議員各位の賛同を賜れればと考えます。

○議長（三浦清人君） ほかに討論はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（三浦清人君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第1号 三陸沿岸道路整備促進特別委員会廃止にかかる決議について

○議長（三浦清人君） 日程第17、発議第1号三陸沿岸道路整備促進特別委員会廃止にかかる決議を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。15番山内昇一君。

○15番（山内昇一君） ただいま、局長をして説明があったとおりでございますが、目的達成ということで廃止するものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより、発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 請願7の1 高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書

○議長（三浦清人君） 日程第18、請願7の1高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書を議題といたします。

本請願については、東日本大震災対策特別委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明があれば説明を求めます。15番山内昇一君。

○15番（山内昇一君） ただいま、局長をして説明あったとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより、請願7の1を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、請願趣旨の①道路整備に係る項目についてのみ採択とする、一部採択とすべきものです。本請願は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、請願7の1は一部採択とすることに決定いたしました。

日程第19 請願7の2 東日本大震災対策特別委員会参考人招致に関する請願書

○議長（三浦清人君） 日程第19、請願7の2 東日本大震災対策特別委員会参考人招致に関する請願書を議題といたします。

本請願につきましては、東日本大震災対策特別委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。15番山内昇一君。

○15番（山内昇一君） ただいま、局長をして説明あったとおりで不採択ということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 委員長の報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

ないようありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより、請願7の2を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものです。本請願は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、請願7の2は不採択とすることに決定いたしました。

日程第20 閉会中の継続調査申出について

○議長（三浦清人君） 日程第20、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、東日本大震災対策特別委員会、議会活性化特別委員会、町営住宅使用料等調査特別委員会、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成31年第2回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

午後3時18分 閉会